

(別紙2)

しゅうなんブランドの新たな制度案についての意見交換の内容

①制度案について、「概ね賛同できる」又は「賛同できない」という意見及びその理由

賛同できる 12人 賛同できない 0人

【理由・気づき等】

- ・販売店としては、品数は多く、ロット多くができると望ましい。よいグレードの商品で、流通するものが出てくればしゅうなんブランドが郊外展開もしやすくなるし、スーパーも取り扱いやすくなる
- ・しゅうなんブランドとして毎年選考をやっていたら話題を呼ぶし、代表商品が出てくるので宣伝しやすい、話題にしやすいと思う
- ・基準が緩くなって、幅広く商品を集めることは賛同できるが、原材料の基準が下がっても「周南市らしさ」といえるくらいの基準はほしい
- ・幅広く募集できるようになるのは良い商品が集まりやすくなると思うので賛成
- ・選考品は尖ったものができやすいのでよいのでは
- ・魅力的な商品が選出されれば、観光にも繋がるのでは
- ・基準が緩和されるとチャンスがいろいろな人に広がるので良いと思った
- ・大枠としては2本柱ということではよいと思う
- ・制度から見直しをすべきということやってきて、今までの制度で出てきた課題を解決する変更とのことなので賛同できる

②制度案（資料3）のうち赤字の部分についての考え

- ・難しいとは思いますが、理想は周南市産100%使用の商品
- ・安全性について、自主回収などがないようちゃんとした商品であるか確認が必要。信頼のある商品を選んでもらえればよいと思う
- ・事務局で素材の要件を判断することだったが、基準の判断が難しいと思う。幅広く周南市のものを使っている事業者さんを応援しようという趣旨としては、今回の案くらい汎用性を持たせた方がよいと思った一方、「しゅうなんブランド登録品を使っていること」という要件については、使用割合の指定がないので、周南市産の使用率が低い商品が選ばれた際に、その根拠などを説明できるようにする必要がある
- ・新商品については、年間生産個数の判断が難しい。最低何個というラインを決めるのも、現時点で実績がないので設定も難しいと思う。毎年一旦決めて状況を見て変えるのか、どうするのか分からないが、申請時点ではあくまで計画になると思うので、その辺りの検討が必要となると思う
- ・素材の基準に「周南市産であること」とあるが、要件を厳しくするとよい商品が集まらない。周南の飲食店の中で、店の商品をパッケージ化して売っているものがあって、人

気商品となっている。素材は周南市産ではないが、ネームバリューもありロット数も多く、店の知名度があるという店舗の良い商品が、周南市産の素材という要件になるとエントリーもできなくなるのは勿体ないと思った

- ・ しゅうなんブランド登録品の使用でOKにすると幅が広がりすぎるのでは。例えばお菓子の中の卵だけ周南市産という場合は、NGではないが、周南市らしさに繋がる商品と言えるかどうかは難しいのでは。
- ・ 「周南市らしさ」は割と主観的なものになってしまいがちだと思うが、ここを客観的に「周南市らしさ」を判断できる目安や要件を設定できるとよいと思う
- ・ コンテスト形式のようなものになると思うが、売り出し初めのものが選考されても先が不透明だったりする。販売が奮わず1年も経たず生産終了となる可能性もあるので、もう少し担保できる何かがあればよいと思う
- ・ 急激に生産が落ちる分野（水産物など）があるため、周南市産の使用基準は何%とはっきり決めず、もう少しあいまいでもよいのでは
- ・ 選考品に選ばれたらふるさと納税にエントリーしてもらおうという条件を付けてもよいのでは。そうすると市外の人にもアピールできるのでよいと思う
- ・ しゅうなんブランド登録品の要件については、何%というは定めたほうがよいのでは
- ・ 異常気象で農産物が取れにくい、量が出てこないことがあるので、原材料の確保について懸念がある。しゅうなんブランドなのでできるだけ周南市産のものを使ってほしい気持ちはあるが、量を作るとすると原材料もかなり必要になるので、テーマに合わせて基準を変更する対応などが必要では
- ・ 対象要件については、地産地消をベースにできるだけ多く使ってもらいつつ、気象状況など鑑みながら臨機応変に使用割合は調整できるようにするとよいのでは

③その他見直す箇所やお気づきなど（あれば）

- ・ 認定品からPRに意欲がある事業者の登録品に変わるとのことだが、小さい事業所の方々がどれくらい残られるか心配がある
- ・ 資料3の「極」と「選考品」は同じ赤枠で囲まれているが、完全に違うもの。登録品と選考品の2本柱であるとのことなので、分かりやすく表にしてもらった方が納得しやすい
- ・ 選考品に関しては、生産性の部分で見ると、ある程度の規模の企業に絞られると思う。小さい事業者はエントリーが難しいのではないかという懸念がある
- ・ 認定品から登録品に移行しない事業者へお礼や配慮をすべき
- ・ 認定品から登録品に移行する前に、事業者への周知が必要（登録しようかしっかり考えてもらうため）
- ・ 今までの10年間の旧制度では認定期間というものがあった。新制度では認定年数の期限を設定した方が、話題性もあるし、生産者側も登録にメリットが無かった場合でも対応しやすいと思う